

## 令和元年度(2019年度)くまもと県民発電所事業可能性調査支援事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 知事は、くまもと県民発電所（以下「県民発電所」という。）の立地を促進していくため、県民発電所の設置を前提とした新エネルギー導入の事業可能性調査を行う民間事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県商工観光労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の補助対象事業は、県内で実施される県民発電所を目指すものであって、次に掲げる新エネルギーの発電事業の実施に先立って行われる事業可能性調査とする。

- (1) 小水力発電（発電出力1,000kW未満のものに限る。）
- (2) 温泉熱発電
- (3) バイオマス発電（国内産燃料を用いるものに限る。）
- (4) 風力発電

### (補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすもの（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 地場企業、県内で活動する民間団体（NPO法人を含む。）、これらが主体となった県外企業との連合体等、熊本県内に事業等の拠点を置く事業主体
- (2) 県民発電所構想を活用して新エネルギーの発電事業を実施しようと考えている事業主体（ただし、具体的な候補地案を有していること。）

### (補助対象外経費)

第4条 補助対象外経費は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業に入場料、出展料、参加料、売上金その他の事業収入がある場合は、補助対象経費から当該収入額を控除するものとする。

- (1) 補助事業等の施設の維持管理に要する経費
  - (2) 飲食に要する経費
  - (3) 出資、出捐及び貸付に要する経費
  - (4) 土地の取得、賃借及び補償に要する経費
  - (5) 施設整備及び備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
  - (6) その他知事が不相当と認める経費
- 2 補助対象事業に次に掲げる収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。
- (1) 国、県（本補助金は除く。）、県以外の団体等からの給付金等
  - (2) 売上金等の当該事業収入

### (補助金の額)

第5条 補助金の額の算出方法は、次のとおりとする。ただし、算出された額に

- 1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、上限額は1,500千円とする。
- (1) 前条第2項に掲げる収入がない場合は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額
- (2) 前条第2項に掲げる収入がある場合は、補助対象経費から当該収入を控除したものに補助率を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する交付申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は、別に定める。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、別記第2号様式によるものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の変更申請書(以下「変更申請書」という。)に添付する事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

- 2 前項の事業変更計画書のほか、変更申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。
  - (1) 変更後の収支予算書(別記第2号様式を準用する。)
  - (2) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者等が補助事業の中止又は廃止をしようとする場合の承認申請書は、別記第3号様式によるものとする。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による報告は、補助事業者等に対し、日時を指定して、状況報告書の提出を求めることにより行うものとする。

(実績報告)

第10条 要項第9条第2項第2号の知事が必要と認める書類は、別記第4号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、令和2年(2020年)3月19日までとする。

(財産処分の制限)

第11条 要項第13条に規定する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に規定する耐用年数に相当する期間とする。

- 2 補助事業者等は、前項に定める期間内に財産を処分しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年(2019年)6月14日から施行する。